

議案第41号

基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について

基山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月4日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

基山町放課後児童クラブ条例（平成22年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「及び大字宮浦1006番地1」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

基山町ひまわり館を増室することに伴い、基山町福祉交流館の一部をひまわり教室として使用する必要がなくなったため、基山町放課後児童クラブ条例を改正する必要がある。

平成29年12月12日原案可決